

## 審査内容

ビル衛生管理法に規定する特定建築物に該当すると判断された場合には、空気調和設備、飲料水(湯)設備、雑用水設備、排水設備、清掃、廃棄物・再利用物保管場所、その他環境衛生関係に関する事項について審査する。

審査時に必要な設計図書類は次のとおりである。

### (1)建築物関係

- ・敷地案内図、配置図、平面図、立面図、断面図

### (2)空気調和設備関係

- ・空気調和設備に係る平面図、断面図、系統図.
- ・空気調和設備の詳細図
- ・換気及び風量に係る計算書
- ・空気清浄装置に係る除じん効率計算書
- ・加湿装置に係る計算書(必要加湿量、加湿効率、飽和効率、潜熱交換効率、空気線図等)
- ・設備機器の仕様書、機器一覧表

### (3)飲料水(湯)設備関係

- ・飲料水(湯)設備に係る平面図、断面図、系統図
- ・貯水(湯)槽に係る詳細図
- ・使用水(湯)量計算書
- ・設備機器の仕様書、機器一覧表

### (4)雑用水設備関係

- ・雑用水設備に係る平面図、断面図、系統図
- ・雑用水槽に係る詳細図
- ・使用水量計算書
- ・設備機器の仕様書、機器一覧表

### (5)排水設備関係

- ・排水設備に係る平面図、断面図、系統図
- ・排水槽に係る詳細図
- ・浄化槽に係る詳細図
- ・排水量計算書
- ・設備機器の仕様書、機器一覧表

### (6)清掃、廃棄物・再利用物保管場所関係

- ・清掃従事者専用室に係る詳細図
- ・清掃用資材倉庫に係る詳細図
- ・作業用設備に係る詳細図
- ・廃棄物・再利用物保管場所に係る詳細図
- ・廃棄物・再利用物保管場所面積算定書

### (7)その他環境衛生関係

- ・防虫・防そ構造、化学物質対策、結露防止及び結露排水設備、天井内補強、管理人室、管理用資材置場に係る詳細図